瑞宝双光章を授けられる（各通）
若林　淳　吉田　徳章　吉川　勝　吉井　清嵐　山口　昇　山田　照男　山内　宏樹　柳川　隆昌　森崎　保夫　森脇　祐吉　樋口　彰男　樋口　矩一　山本　慢　若林　雄一郎　若原　長次郎　蔵谷　實　和田　光雄　勝田　市郎　名嶋　悦子

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上七月一日）
小林　丑松　齋藤　文枝　三橋　福治　益永　功　秋吉　邦一郎　柏　隆

官庁発表

官庁事項

株式会社商工組合中央金庫の危機対応準備金及び特別準備金について

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第四十八条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫から平成25年６月26日付け85企第２号をもって「危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し及びその根拠について」が下記のとおり報告されたことから、同条第二項の規定に基づき、その内容を公示する。

平成25年７月10日　財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

株式会社商工組合中央金庫の危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し及びその根拠について

１．平成25年３月期（第84期）の危機対応準備金及び特別準備金の額
危機対応準備金　1,500億円
特別準備金　4,008億円

２．平成26年３月期（第85期）の危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し及びその根拠
⑴　平成26年３月期（第85期）の危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し
危機対応準備金　1,500億円（前年同期比変わらず）
特別準備金　4,008億円（前年同期比変わらず）
⑵　危機対応準備金及び特別準備金の額の見通しの根拠
平成26年３月期（第85期）は欠損のてん補及び国庫納付のいずれも予定していないため

厚生労働省防災業務計画の修正について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条１項の規定に基づき、厚生労働省防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年７月10日
厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省防災業務計画の修正について

一　修正の目的　東日本大震災の教訓を踏まえた、防災対策推進検討会議の最終報告や防災基本計画の修正を受けて、厚生労働省内の体制の強化を図ることを目的に所要の修正を行った。

二　修正年月日　平成25年７月10日（同日施行）

三　修正の要旨　災害発生時における災害医療体制の整備や保健活動に関する体制整備について規定する等、所要の規定を整備する。

公　告

諸事項

工場財団

静岡市清水区蒲原四丁目26番６号**株式会社ホテイフーズコーポレーション**の工場財団に静岡市清水区蒲原三丁目1537番地１同会社蒲原工場、富士市南松野字中野2500番地同会社富士川工場、静岡市清水区由比北田字瀬戸127番地１同会社由比工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年７月10日
静岡地方法務局清水出張所

有権者申出方

元当局所属公証人千葉倬男の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成25年７月10日　東京法務局

元当局所属公証人近藤康利の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年７月10日　名古屋法務局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成25年７月10日　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成25年第３号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成25年７月10日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成20年頃から平成24年９月５日頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
田中彰一こと梁斗赫（りょう　とうかく）が、業として金銭を貸し付け、１日当たり0.3％を超える割合による利息を受領した行為
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　利息等を受領した銀行口座
株式会社ゆうちょ銀行　岩田富男名義　記号14160番号65422631
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　十三支店　十三和樹名義　口座番号4649769
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　尼崎駅前支店　佐藤富士雄名義　口座番号0736131
株式会社ゆうちょ銀行　橋本千鶴名義　記号14070番号384281
永和信用金庫　生野支店　文富男名義　口座番号0704390
この他、田中彰一名義、株式会社ベストワン名義等の口座で受領している可能性があります。
5　開始決定の時における給付資金の額　金2,094万9,000円
6　支給申請期間　平成25年７月10日から平成25年９月９日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　大阪地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成25年２月28日
⑶　確定年月日　平成25年３月15日
⑷　被告人氏名　田中彰一こと梁　斗赫